**平成２９年（フ）第２３５号**
愛知県稲沢市高御堂10丁目２番１―811号
債務者　志民　真紀
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２９年（フ）第２４０号**
愛知県江南市前野町新田北70番地１
債務者　中山　　悠
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２９年（フ）第１９６号**
三重県津市港町14番31号　伊勢津ビレッヂ601号室、前住所三重県津市雲出長常町854番地１
債務者　宮田　雄也
1　決定年月日時　平成29年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
津地方裁判所破産係

**平成２９年（フ）第２０５号**
三重県鈴鹿市上野町3158番地の１
債務者　伊藤しずへ
1　決定年月日時　平成29年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
津地方裁判所破産係

**平成２９年（フ）第２０６号**
三重県津市大門17番８号　美登ビル301号室
債務者　中村　佳代
1　決定年月日時　平成29年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
津地方裁判所破産係

**平成２９年（フ）第２０７号**
三重県津市垂水588番地１　ソレイユ垂水Ｂ202号室、住民票上の住所奈良県生駒市壱分町68番地115
債務者　杉田　一成
1　決定年月日時　平成29年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
津地方裁判所破産係

**平成２９年（フ）第２０９号**
三重県津市一志町高野160番地282
債務者　粂川美由紀
1　決定年月日時　平成29年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
津地方裁判所破産係

**平成２９年（フ）第７８５号**
神戸市須磨区妙法寺字界地88番地の６
債務者　紀谷　クミ
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第２３３号**
兵庫県伊丹市御願塚６丁目９番28―215号
債務者　近見　真樹
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２９年（フ）第２３４号**
兵庫県伊丹市御願塚６丁目９番28―215号
債務者　近見　美幸
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２９年（フ）第２５０号**
兵庫県宝塚市口谷東１丁目13番５号　グリーンパレスⅡ205、前住所兵庫県宝塚市すみれガ丘３丁目２番１―811号
債務者　大谷　義幸
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２９年（フ）第１０３号**
山口県防府市桑南２丁目15番28号、前住所山口県防府市今市町１番34号
債務者　武本　信行
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第２００号**
愛媛県松山市北条辻1117番地４　ノース・ガーデンＢ103号
債務者　重松　早苗
1　決定年月日時　平成29年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
松山地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第１２号**
長崎県対馬市厳原町大手橋1203番地
債務者　舛見　千明
1　決定年月日時　平成29年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

**平成２９年（フ）第３３３号**
宮崎県西都市大字三納5338番地２、前住所熊本県球磨郡あさぎり町免田東1922番地71　下道団地130号
債務者　土屋　美咲
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２９年（フ）第４３９号**
鹿児島県鹿児島市鴨池新町28番４―708号
債務者　目床めぐみ
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２９年（フ）第１２４号**
福島市早稲町３番２号　コーポ高徳102
債務者　谷口　信子
1　決定年月日時　平成29年11月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
福島地方裁判所